

第3章（制度全般）関係

1. 準用規定

基本手当の減額（法第19条）、待期（法第21条）、未支給の基本手当の請求手続（法第31条）、基本手当の給付制限（法第32条～法第34条）についての規定は、基本手当以外の他の求職者給付にも準用されることがあるが、準用の有無について整理すると、次表のとおりである。なお、「準用される」とは、たとえば法第21条（待期）の規定は、高年齢求職者給付金に準用されるが、これは、「高年齢求職者給付金は、高年齢受給資格者が当該高年齢受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後において失業している日（疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を含む。）が通算して7日に満たない間は支給しない」と、法第21条を読み替えるという意味である。

	傷病手当	高年齢求職者 給付金	特例一時金	日雇労働求職者 給付金
法第19条	○	×	×	×
法第21条	○	○	○	×
法第31条	○	○ (第1項のみ)	○ (第1項のみ)	○ (第1項のみ)
法第32条	○(注) (第1項・第2項)	○	○	×
法第33条第1 項・第2項	○(注) (第1項のみ)	○	○	×
法第34条	○ (第1項・第2項)	○ (第1項のみ)	○ (第1項～第3項)	×

(注)は、行政手引53003による。

○は、準用される。 ×は、準用されない。

2. 給付制限

失業等給付に関する給付制限規定について、給付制限の起算日とその内容（期間等）を整理すると、次頁の表のとおりである。

条文	対象者	起算日	内容(期間等)
法第29条	延長給付を受けている者(原則)の職業紹介, 訓練又は職業指導拒否	拒んだ日	以後, 基本手当は支給されない。
法第32条(第1項)	職業紹介又は訓練拒否	拒んだ日	1か月間は, 基本手当は支給されない。
法第32条(第2項)	職業指導拒否	拒んだ日	1か月を超えない範囲内で公共職業安定所長が定める期間は, 基本手当は支給されない。
法第33条	自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇, 又は自己都合退職	待期間の満了後	1か月以上3か月以内の間で公共職業安定所長の定める期間(訓練中, 訓練後の期間を除く。)は, 基本手当は支給されない。
法第34条	求職者給付又は就職促進給付の不正受給	求職者給付又は就職促進給付の支給を受け, 又は受けようとした日	以後, 基本手当は支給されない。
法第52条(第1項)	日雇受給資格者の業務紹介拒否	拒んだ日	7日間は, 日雇労働求職者給付金は支給されない。
法第52条(第3項)	日雇受給資格者の不正受給	求職者給付又は就職促進給付の支給を受け, 又は受けようとした月	その月及びその月の翌月から3か月間は, 日雇労働求職者給付金は支給されない。
法第60条	求職者給付又は就職促進給付の不正受給 (就職促進給付の受給対象者)	求職者給付又は就職促進給付の支給を受け, 又は受けようとした日	以後, 就職促進給付は支給されない。
法第60条の3	教育訓練給付金の不正受給	教育訓練給付金の支給を受け, 又は受けようとした日	以後, 教育訓練給付金は支給されない。
法第61条の3	失業等給付の不正受給 (高年齢雇用継続給付の受給対象者)	失業等給付の支給を受け, 又は受けようとした日	以後, 高年齢雇用継続給付は支給されない。
法第61条の6	育児休業給付金の不正受給	育児休業給付金の支給を受け, 又は受けようとした日	以後, 育児休業給付金は支給されない。
法第61条の8	介護休業給付金の不正受給	介護休業給付金の支給を受け, 又は受けようとした日	以後, 介護休業給付金は支給されない。